

大府市固定資産評価審査委員会告示第1号

大府市固定資産評価審査委員会規程（平成12年大府市固定資産評価審査委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月17日

大府市固定資産評価審査委員会委員長 片岡 忠雄

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第10条関係）

<p>固定資産評価審査申出書却下通知書</p>	
<p>大固委第 号 年 月 日</p>	
<p>様</p>	
<p>大府市固定資産評価審査委員会 印</p>	
<p>年 月 日付けで提出された固定資産評価審査申出書については、 次の理由により却下します。</p>	
<p>却 下 の 理 由</p>	
<p>備考 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日から6か月以内（通知書を受け取った日の翌日から起算します。）に、この決定の取消しを求める訴えを、大府市を被告として（訴訟において大府市を代表する者は、大府市固定資産評価審査委員会となります。）、大府市を管轄する裁判所に提起することができます。</p>	

附 則

この告示は、告示の日から施行する。